

よくある質問

【申請全般】

- Q 電子申請時の「一時保存」についてやり方を教えてください。
- A 申請フォーム下部に「申し込み一時保存確認」のボタンがありますので、そちらから再開用のパスワードを設定の上、状態の保存を行ってください。保存すると再開用のURLが表示されますので、再度アクセスして入力作業を再開してください。
- ※再開用のURLは、印刷のみでの保存の場合、手打ちする必要がありますので、データとして保存することを強く推奨いたします。
- ※電子申請時はセキュリティー対策のため、画面が切り替わらない時間が60分続くと申込ができなくなります。そのため、入力作業を中断する場合や入力に時間がかかる場合は一時保存機能をご利用ください。
-
- Q 一時保存の際の、再開用パスワード設定ができません。
- A 再開用パスワード設定の際には、半角のアルファベット・数字・記号の3種類を最低1字は使用しなければなりませんので、全て使われているか確認してください。
-
- Q 一時保存したが、再開用パスワード（再開用URL）を保存するのを忘れたので教えてください。
- A 再開用パスワードおよび再開URLは登録を行っている事業者様のみ知っている情報であることから町での把握はしておりません。したがって、再開用のパスワードやURLは忘れずに保存してください。
-
- Q 申請完了後、入力データの間違いに気が付きました。その場合は、申請を取り下げて再度申請する必要はありますか。
- A 総務課契約管財係にお電話いただければ、修正箇所を確認し補正指示を行うことで、間違いの箇所だけ修正できますので、取り下げや再度申請する必要はありません。
-
- Q 使用印鑑届に押印するもので、実印のみ使用する場合は使用印鑑届の提出は必要ですか。
- A 使用印鑑がなければ実印のみ、使用印鑑届出に押印して提出してください。
-
- Q 業務経歴書について、2年分の提出が難しい場合はどうしたらよいか。
- A その場合、提出できる分の業務経歴書を提出してください。なお、本店などに業務実績がある場合は、本店の業務経歴書を提出してください。その際に本店・支店がわかるように記載していただくようお願いいたします。
-
- Q 支店を新設して間がなく、支店での未納がない証明書が提出できない場合はどうしたらよいか。
- A 本店での未納がない証明書を提出してください。また、支店を新設した際に市区町村に提出する申告書の写しも提出してください。

- Q 登録申請が無事に受付できたかどうかは、どのように確認したらよいか。
- A 受付確認用の書類送付は今回の入札参加資格申請から廃止いたしました。確認を行いたい場合は、3月下旬に受付済みの業者の一覧表を公表しますので、そちらで確認してください。なお、登録確認用のはがきを郵送していただければ、受付印を押印して返送致します。
- ※電話での受付確認は行っておりませんので、ご注意ください。

【建設工事】

- Q 建設業の許可証は令和4・5年度中有効なものでなければならぬのでしょうか。
- A 令和4年4月1日時点で有効であれば可とします。
- Q 希望業種はいくつまで登録可能ですか。
- A 工事については4工種以内までとさせていただきます。
- Q 登記上の会社所在地と建設業許可を受けている会社所在地が異なる場合は、どちらの会社所在地で申請すればいいですか。
- A 建設業許可を受けている会社所在地が登録先となります。
- Q 電子申請画面で「一般」「特定」を選択した場合、第一希望、第二希望などすべてに自動的に入力される。今回、第一希望のみでよいと考えているが、このまま申請して問題ないか。
- A 第二希望の欄には何も記入がなければ第一希望のみ登録ということがわかるので、問題ありません。

【測量・建設コンサル】

- Q 現況報告書の提出はしているが、省庁等の受付印がない。どうしたらよいですか。
- A 現況報告書の代わりとなる「業務経歴書」「技術者経歴書」「財務諸表」を提出してください。
- Q 現況報告書で測量法第55条に該当していますが、提出書類に違いはありますか。
- A 特に違いはありませんが、国土交通省に提出した書類の写しを提出してください。ただし、国土交通省より受付印の無いものは、「業務経歴書」「技術者経歴書」「財務諸表」が必要となります。
- Q 9の「登録等の証明または通知書等」に令和4年4月1日を有効期限に含む登録証明書を提出とあるが登録証明書に有効期限の記載がない場合どうしたらよいか。
- A ご登録いただいた年月日がわかる登録証明書があれば可とします。

- Q. 有資格者の数で1人で2以上の資格を有している場合はどうしたらよいか。
- A. 重複して申請してください。ただし、1級・2級など同じ資格を取得している場合には上位のもののみ申請してください。

【物品・役務提供等】

- Q 旅行業を営んでいるが、物品・役務提供等で「1 3 その他物品」、「2 2 その他サービス提供」のどちらを選択したらよいですか。
- A 「2 2 その他サービス提供」をお願いします。